

# 卸売市場・直売所等の皆様へ

平成29年2月15日  
千葉県農林水産部森林課

## 1 たけのこ、原木しいたけ、乾しいたけの出荷・販売について

○下記①は、国や県が実施した基準値以下の検査結果が付されていても出荷・販売できません。出荷・販売可能な産地、品目が確認をお願いします。

○下記②は、該当生産者に証明書の提示や掲示をお願いしています。証明書の確認をお願いします。

○下記③-Aは、県の出荷前検査状況について、県ホームページで公表しています。  
出荷・販売可能な産地、品目が確認をお願いします。

○①～②の出荷条件に適合しない場合、裏面4に御一報をお願いします。

平成29年2月15日現在

	区分	出荷可能条件	品目	対象市町村
①	出荷制限・出荷自粛継続中市町村	出荷・販売できません。	原木しいたけ（露地）	我孫子市、流山市、白井市、八千代市
			たけのこ	（該当なし）
			乾しいたけ	（該当なし）
②	出荷制限・自粛解除（一部解除）済市町村（※1）	市町村が発行する <u>証明書</u> により出荷・販売可能となります。	原木しいたけ（露地）	千葉市（一部解除）、成田市（一部解除）、佐倉市（一部解除）、印西市（一部解除）、山武市（一部解除）、君津市（一部解除）、富津市（一部解除）
			原木しいたけ（施設）	山武市（一部解除）、君津市（一部解除）、富津市（一部解除）
			たけのこ	木更津市、船橋市、八千代市、芝山町、柏市、白井市、流山市、印西市、栄町、我孫子市（※1）
③	その他の市町村	A: 県の出荷前検査後に出荷・販売可能となります。	原木しいたけ（露地） たけのこ、原木なめこ（露地）	県ホームページで公開しています（※2）。
		B: 県の出荷前検査なしに出荷・販売可能です。	原木しいたけ（施設）	

※1 たけのこの解除済み市町村の一部（市原市、香取市）は「その他の市町村」の区分、「出荷可能条件」Aに移行しました。

※2 しいたけ・野生きのこ等の県産特用林産物の放射性物質検査結果

<http://www.pref.chiba.lg.jp/shinrin/shinrin/rinsanbutsu/h-kensakekka.html>

## 2 原木しいたけの生産者把握について

県、市町村では、原木しいたけの出荷管理のため生産者台帳を随時更新しています。貴卸売市場・直売所等で初めて取引される出荷者がおられましたら、念のため、裏面4に御一報をお願いします。

（裏面あり）

### 3 たけのこ、原木しいたけ、乾しいたけの表示について

#### ○たけのこ

生産者には、食品表示法に基づく表示に加え、産地の市町村名の表示をお願いしています。

※出荷制限等解除済市町（表面 表の②参照）産については、出荷・販売にあたり、証明書の掲示や提示をお願いしています。

#### ○原木しいたけ

生産者には、食品表示法に基づく表示に加え、産地の市町村名、生産形態（露地栽培、施設栽培）の表示をお願いしています。

※解除対象生産者については、出荷・販売にあたり、氏名及び住所の表示をお願いしています。

#### ○乾しいたけ

生産者には、食品表示法に基づく表示（製造者（乾燥加工を行った者）等）に加え、生しいたけの産地の市町村名と、生産形態（露地栽培、施設栽培）の表示をお願いしています（※出荷制限中の生しいたけは使用できません）。

※出荷制限が解除された生産者の生しいたけを原材料とした場合は、生産者の住所、氏名と解除年月日、採取年月の表示もお願いしています。

#### たけのこ表示例

名 称	： たけのこ
原産地	： 千葉県 <u>〇〇市</u>

#### 生しいたけ表示例

名 称	： しいたけ
原産地	： 千葉県 <u>〇〇市</u>
栽培方法	： 原木
生産形態	： <u>露地栽培（又は施設栽培）</u>
生産者	： <u>〇〇市〇〇 ΔΔΔΔ-Δ 〇山〇郎</u>

#### 乾しいたけ表示例

名 称	： 乾しいたけ
原材料名	： しいたけ（原木）
原料原産地名	： 千葉県 <u>〇〇市</u> <u>露地栽培（又は施設栽培）</u>
	： <u>生産者は製造者と同じ（異なる場合は住所氏名を記す）</u>
	： <u>解除年月日 〇年〇月〇日</u>
	： <u>採取年月 〇年〇月（〇日）</u>
内 容 量	： 〇〇 g
賞味期限	： 〇年〇月〇日
保存方法	： 直射日光を避け湿度の低いところに常温で保存
製 造 者	： 千葉県〇〇市〇〇 ΔΔΔΔ-Δ 〇山〇郎

### 4 お問い合わせ先

下記（全般）又は各市町村林業関係課（検査、証明書等）にお問い合わせください。

お問 合 せ 先	千葉県北部林業事務所（香取、海匝、山武、長生地域）	電話 0475(82)3121
	千葉県北部林業事務所印旛支所（市原市を除く千葉、東葛飾、印旛地域）	電話 043(483)1130
	千葉県中部林業事務所（市原市、君津地域）	電話 0439(55)4970
	千葉県南部林業事務所（夷隅、安房地域）	電話 04(7092)1318
	千葉県農林水産部森林課林業振興室	電話 043(223)2966